

熊本県公報

号外 第 6 号の 2
平成 16 年 3 月 8 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 家畜伝染病予防法第 52 条の規定に基づく報告徴求に係る同法施行規則
第 58 条に規定する告示……………(畜産衛生課) 1

告 示

熊本県告示第 175 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場（飼養羽数が 1,000 羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 35 号）第 58 条の規定により告示する。

平成 16 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
飼養羽数が 1,000 羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項
各農場の月曜日から日曜日までの
 - ① 飼養羽数
 - ② 死亡羽数
 - ③ 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
(第 1 回目の報告は、平成 16 年 3 月 15 日 (月) から 3 月 21 日 (日) までの状況)
- 4 報告書の提出期限
翌週の水曜日午前中までに報告する。(第 1 回目の提出は、平成 16 年 3 月 24 日 (水) 午前中までに報告する)
- 5 報告の提出方法
別紙様式により報告するものとする。
- 6 その他必要事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。
 - (2) 提出先は、所轄家畜保健衛生所とする。
 - (3) 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

別紙様式

〇〇家畜保健衛生所長 様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

月 日

〇〇農場（ 月第 週分報告）

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに○)	(「あり」の場合はその態様)

注1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての特記事項を記載すること。

注2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

報告者氏名

報告者連絡先 電話：

FAX：

農場所在地